

年金受給者専用定期預金「ほのぼの定期預金」

(令和3年11月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	年金受給者専用定期預金「ほのぼの定期預金」 (愛称：ほのぼの定期預金)
2. ご利用いただける方	老齢年金、遺族年金、障害年金等の公的年金を当行でお受取りされている個人、および制度上公的年金受給資格を持たない65才以上の在日外国人の方。 ※企業年金(年金基金)、議員年金等は対象になりません。
3. お預入れ期間	1年 お預入れ時のお申し出により、自動継続(元金継続または元利継続)のお取扱いができます。
4. お預入れ方法 (1)お預入れ金額 (2)お預入れ単位	10万円以上1,000万円以下 ただし、1口1,000万円でのお預入れはできません。 ※口数に制限はありませんが、お一人当たり合計1,000万円が上限となります。 10万円以上(1円単位)
5. 払戻方法	満期日以後に全額まとめて払い戻しいたします。
6. 利息 (1)適用金利 (2)支払頻度 (3)計算方法	期間1年のスーパー定期、スーパー定期300の当行店頭表示金利に、年0.1%(税引前)を上乗せした利率を満期日まで適用します。 ※なお、上乗せ金利は都度見直しをおこないます。 ただし、年金のお受取りを他行に変更された場合は、預入時に遡って上乗せ金利を取り消し、スーパー定期またはスーパー定期300の期間1年の店頭表示利率に変更します。 ※スーパー定期、スーパー定期300の金利は、店頭の金利表示ボードに表示しています。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算とします。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	法令に定められた条件を満たせばマル優でのお取扱いができます。
9. 税区分	マル優または分離課税(国税15.315%および地方税5%、合計20.315%)となります。 ※分離課税の場合、平成25年1月1日以降は、復興特別所得税が追加課税されています。

(2-1)

年金受給者専用定期預金「ほのぼの定期預金」

10. 中途解約時の取扱い	期日前に解約する場合は、次の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻します。	
	お預入れ期間	解約利率
	6か月未満	解約日の普通預金利率
	6か月以上1年未満	※A、Bの低い方 A……約定利率×50% B……預入日当日のスーパー定期、スーパー定期300の6か月もの当行レート×95%
※A、Bで算出した利率が解約日における普通預金利率を下回る時は、解約日における普通預金利率を適用します。		
11. その他参考となる事項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。	
12. 店舗制限	当行で年金をお受取りになるお客様のみの特典としています。年金のお受取り口座開設店以外でのお取扱いはできません。	
13. 金融商品販売法に係る重要事項のご説明	本商品は預金保険制度の対象となっており預金保険制度の範囲内で保護されます。	
14. 苦情受付窓口	営業店：お取引店 本 部：お客様相談所 089-933-1111 <ul style="list-style-type: none"> ● 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く） ● 受付時間：午前9時～午後5時 	

【全国銀行協会相談室】



イーネットク
0570-017109

※一般電話からは、市内通話料金でご利用いただけます。

または 03-5252-3772

- 受付日：月～金曜（祝日および銀行の休業日を除く）
- 受付時間：午前9時～午後5時